



PwCベトナムニュース

ベトナムにおける輸出加工企業(EPE)による国内でのみなし輸出入取引(ICEI)に関するアップデート

ご一読ください

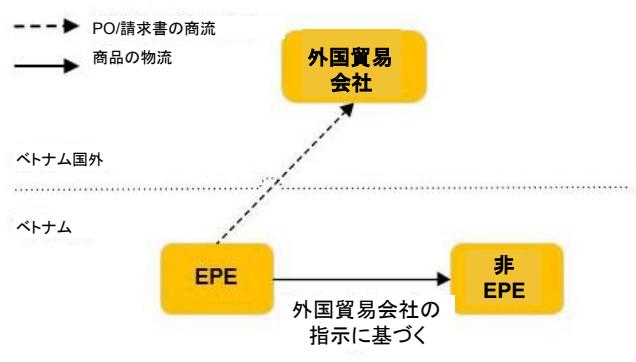
本書は、みなし輸出入(ICEI)取引に関して2023年10月24日に発行されたニュースブリーフに関するアップデートです。

2024年5月28日、税関総局(GDC)は、財務省と韓国の事業団体の間で議論された内容を要約したオフィシャルレターとして、2352/TCHQ-PC号を発行しました。

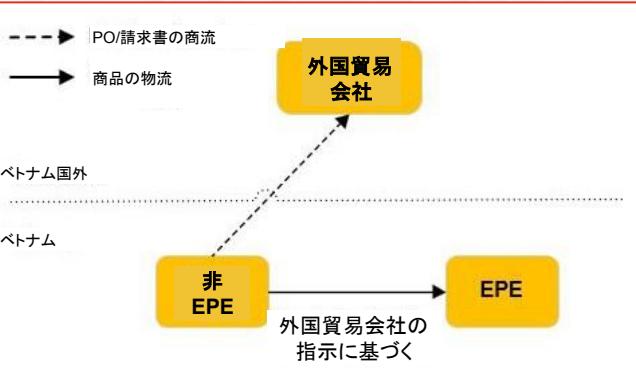
GDCは、財務省が副首相の指示および他の省庁・協会・企業団体のコメントに基づいて、政令08/2015/ND-CPの35条に関する改正案を準備中であることを発表しました。改正案の中で最も注目されるのは、EPEを含むICEI取引に関するガイダンスです。詳細は次ページをご参照ください。



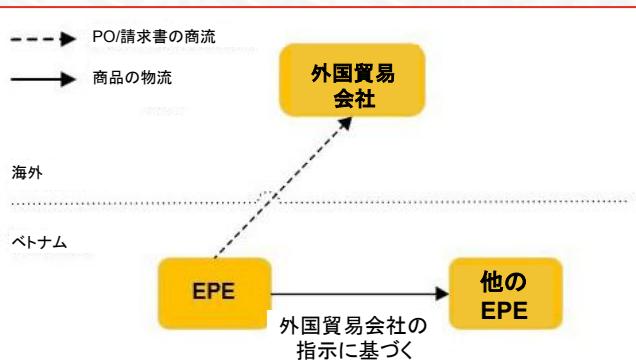
ケース 1



ケース 2



ケース 3



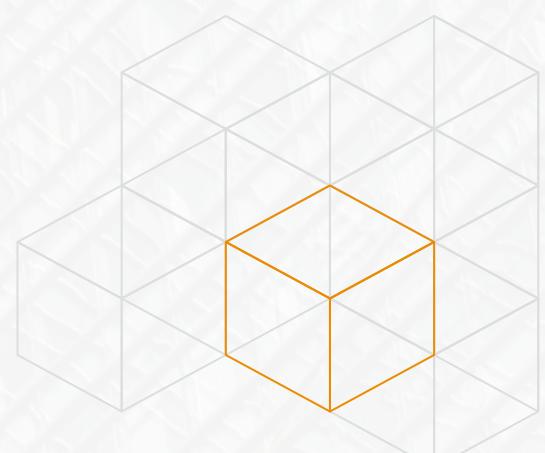
※EPE:輸出加工型企業、または輸出加工区に所在する企業

GDCは、左記のようなEPEを含む場合の ICEI取引について、外国貿易会社がベトナムに拠点を有していない場合に限り、政令08/2015/ND-CP号の35条1項cの規定されているとおりに実行できるとの見解を示しました。

「ベトナムに拠点を有していない」とは、海外企業がベトナムに、(i) 駐在員事務所、(ii) 支店、(iii) 直接に持分を保有する会社(子会社)のいずれも保有しない場合とされています。

なお、政令08/2015/ND-CP号の35条1項cにおいて、ICEI取引は以下のとおり定義されています。

「c) ベトナム企業と、ベトナムに拠点を有していない外国貿易会社または個人との間の売買取引で、商品がベトナムにある他の企業に直接引き渡される、または受け取られるよう指示された取引」



本件に関しては、以前に発行した以下のニュースブリーフもご参照ください。

- **2023年6月30日付ニュースブリーフ** : 2023年5月29日、みなし輸出入取引について、GDCが政令08/2015/ND-CP第35条の改正案に関するオフィシャルレター2587/TCHQ-GSQL号および2588/TCHQ-GSQL号を発行
- **2023年10月24日付ニュースブリーフ** : 政令08/2015諒第35条で定められるみなし輸出入取引の廃止案、および政令08/2015/ND-CPの35条に規定されるICEI手順を廃止するための提案、およびみなし輸出入取引が実施できなくなった場合の代替手続および解決策について

サポートが必要な場合は、弊社までお問い合わせください。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com

ホーチミンオフィス：



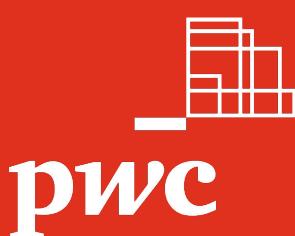
塚本 裕之 / Hiroyuki
Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



www.pwc.com/vn



Contact us



This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. For further information or if you require our official advice or assistance, please reach out to us.



Nguyen Thanh Trung

Partner

nguyen.thanh.trung@pwc.com



Nguyen Huong Giang

Partner

n.huong.giang@pwc.com



www.pwc.com/vn

